

平成30年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長(自立)・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限らない福祉の心の広がり求めていきます。

2. 基本方針

社会福祉法人南富良野大乘会は、平成29年度の社会福祉法改正に基づき、国民に対して透明性のある事業運営を図るために「法人経営組織の強化」として理事会及び評議員会の組織再編を行うとともに、「事業経営の透明性の向上」においても定款や各種規程の改正・見直しを図り、社会福祉法人としての責務の充実化と具現化を進めました。

また、急速に少子高齢化が進む中で、できる限り住み慣れた地域でその人らしく安心して継続的な生活ができることと、その地域で社会参加等ができる環境整備の役割についても法人は、求められており、更には、福祉サービスを利用する地域住民や障がい者を有する方達の視線に立ってご利用者の各種ニーズに見合ったサービス提供が切れ目なく効率的に提供できることが求められている現況であります。

また、南富良野町においては、高齢化も進行する中で、中山間地といった条件のもと、地域の実情に応じた福祉サービスの提供体系や自立を支える体制の確保を図りつつ、地域包括システムを構築し利用者一人ひとりの自立と尊厳を第一としたケアを実践することが重要であります。

なお、福祉サービスを利用する方は、年々多様化と重複化した障がい等を有していることから専門的な対応と人権を尊重した安心で安全な支援・介護サービスを提供することが社会福祉法人の使命であることから、公益性を持って地域に根ざした事業運営を進めることが重要であります。

このことを踏まえて、南富良野大乘会は、地域福祉の中心的な担い手として役割を果たせるように、その与えられた公共性や非営利性を十分に認知し、地域に貢献する法人として既存事業の拡充や関係機関・医療との連携を深化・推進し、地域共生社会の構築に向けて新規の取組等を行うとともに、共助・互助・公助の総合的な組合せの下で当法人は、福祉事業者として一層地域福祉の向上に向けて各種事業を推進します。

つきましては、平成30年度の重点的な取組事項を以下のとおりとします。

(1) 4月1日から介護・福祉サービス報酬の改正がされることから、新報酬体系に沿った事業を実施するとともに、加算等の報酬基準に基づき、介護・支援サービス費の請求を適切な事務対応で進めます。また、経営的に厳しい事業種においては、法人全体で効果的で効率的な予算執行を持って経営を推進します

(2) 法人事業においては、各事業計画に基づき的確な管理の下で、各種の事業運営を推進し、施設・事業所と役職員が一体となった事業経営に取り組みます。

また、中期的な法人事業計画を策定し、法人の将来を見つめた整備を進め、ご利用者の生活環境等の向上や自立支援の向上を図ります。

(3) 介護・福祉人材の確保、定着化では、多種・多様な人材を法人職員として採用できるように、専門的な求人会社の活用と大学、短大、専門学校及び高校等への訪問活動を積極的に行い人材の確保に努めるとともに、職員の更なる定着化に努めます。

また、南富良野町及び南富良野町社協と連携・情報交換を目的とした福祉担い手調整会議を活用し、人材の確保に向けた協力強化に努めます。

なお、福祉専門学校等と連携と協力を図り、外国人留学生へ修学金を提供した将来の人材確保対策を推進します。

(4) 社会福祉法人制度の改正において、一定規模を超える法人には、会計監査人の設置が義務付けられ、当法人(収益10億円超又は、負債20億円超)は2021年度に

配置が必要となることから、内部統制規程及び財務会計管理等の事務手続きの整備を順次に進めるとともに、関係予算の確保を図り会計監査人の設置準備を進めます。

また、法人本部機能の強化を図るために事務組織の見直しを検討推進します。

- (5) 近隣市町村の人口減等の社会環境変化を踏まえて、法人特別養護老人ホーム「ふくしあ」及び「一味園」の適切な経営・運営を進めるために、南富良野町と中・長期期的に高齢者介護サービスのあり方について検討を進める運営会議を設置し、将来の法人施設運営の方向性について協議を進めます。
- (6) 法人の各事業所では、ご利用者の人権擁護が最重点の項目であることから、虐待防止と苦情解決の制度や個人情報保護等の各種規程、マニュアルを基本とした権利・擁護を推進するために各種研修会等を開催し、職員個人の質向上を図ります。
- (7) 少子・高齢化社会を迎えて今までのように安定的に定員を満たした施設運営は、非常に厳しい社会環境となっていることから、より一層に効率的な予算執行と将来を見据えた事業運営の検証を行うとともに、待機者等の動向を把握するために法人職員による営業・広報活動を実施し、健全な経営に努めます。
- (8) 障がい者も高齢者もその人らしく潤いを持って生活ができるように生活環境の質を増進するとともに、その人が安心して住み慣れた地域（南富良野町）で心豊かに安定的な生活が送れるよう法人職員は、専門的なケア技術を習得することに努め改善と問題意識を常に持って、支援・介護サービスの提供に努めます。
- (9) 特別養護老人ホーム「ふくしあ」の創設10周年及び「一味園」が町立として創設されて40周年を迎える記念すべき節目の年となることから記念事業を法人、各事業所と家族会の協力を得て事業を実施します。
- (10) 一昨年の水害により大きな被害を受けました障がい者GHびあ及び消防法の改正に伴う住環境設備の設置が義務付けられたGHなごみについては、地域生活の質の向上と安心・安全な生活が保たれるように施設整備を推進し、利用定員の見直しを図ります。
- (11) 南富良野町の町制施行50周年の節目の中で、障がい児・者の活動広報事業として静岡県掛川市の「ねむの木学園（創設者：宮城まり子）」が創立50周年を迎えることで、南富良野町において障がい児・者のねむの木学園美術展が開催されますので、事業に協力と参加をいたします。

3. 管理運営

(1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 平成31年定時評議員会終了まで

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 29年4月1日から平成33年度定時評議員会終了まで（4年間）

(2) 理事会開催予定

- ① 第1回理事会（5月） 前年度事業報告、決算報告等の審議
 - ② 第2回理事会（9月） 事業の報告等
 - ③ 第3回理事会（12月） 事業の中間報告、補正予算等
 - ④ 第4回理事会（3月） 補正予算、事業の報告、人事等
 - ⑤ 第5回理事会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算等の審議
- その他必要に応じて、随時開催します。

(3) 評議員会

- ① 第1回評議員会（6月定時） 前年度事業報告及び決算報告等審議
 - ② 第2回評議員会（12月） 事業の中間報告等
 - ③ 第3回評議員会（3月） 次年度事業計画（案）、新年度予算の審議他
- その他必要に応じて、随時開催します。

(4) 監査の実施

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 第1回監査（5月） | 前年度の決算監査 |
| ② 第2回監査（9月） | 4月から6月までの事業等の状況 |
| ③ 第3回監査（12月） | 7月から10月までの事業等の状況 |
| ④ 第4回監査（3月） | 11月から2月までの事業等の状況 |

(5) 評議員選任・解任委員会

- ① 委員定数 3名
評議員の選任、解任等について必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定時開催します。
② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況を報告・必要な協議・検討を行います。
③ 理事長の毎月1回程度の決裁と報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定時開催します。また、臨時的にも開催します。
② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討をします。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果的な職員配置と事業運営で進めます。
② 職員の健康管理、福利厚生の実施に努め、適正な労働環境を確保します。
③ 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員処遇改善に努めます。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法人制度改革により、改正後の法人経理規程に基づき会計処理等を適正に執行するとともに、会計事務所の事務指導を受けて、各事業所の予算管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
② 各事業所は、適正なサービス事業収入の確保に努めるとともに、経費の節減を図り、地域社会の福祉向上につながる公益事業を推進します。
③ 南富良野大乗会の事業所が一体（集合体）となった経営・事業運営を行い、安定的に事業が推進するように予算等の財務会計処理を進めます。

4. 高齢者事業運営の見直し検討

特別養護老人ホームふくしあの経営においては、特に、日本社会の少子化により介護・福祉人材不足により職員の確保ができないことから利用定員を充足することができない厳しい経営状況にあります。また、同一味園は南富良野町立での設置から創設40年を経過することから、建物の経年劣化等で建物及び設備の更新が必要であることを踏まえて、今後の南富良野町においての高齢者施設事業運営についての方向性を南富良野町と連携し、2019年度末を目途に見直し検討を進めます。

5. 役職員等研修の実施

法人経営と専門的な福祉サービス知識の向上と多様化している福祉サービスの習得を図るため、先進施設等の視察研修及び北海道社会福祉協議会等の関連団体研修会に参加します。

6. 法人職員の人材育成と確保

円滑な福祉サービス事業の運営は、適正な人員配置と定着した専門性のある職員体制を維持することが基本であり。また、障害や介護度等が多様化したご利用者の支援・介護サービスでは、安定的に人員が配置されサービスを提供することが必要であることから次の事業を推進します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会との福祉担い手会議を活用した情報交換、協力、連携を図り、福祉人材の確保と人材の育成に努めます。
- (2) 少子高齢化という社会構造的な問題を踏まえて、職員採用に伴う新規学生への獲得対応については、各学校と情報交換を密にした求人活動に努めます。
- (3) 各種学校関係の職場ガイダンス、企業説明会及びハローワーク等の求職者合同説明会と合同就職面接会等には、積極的に参加し多様な職種の職員を確保できるように努めます。
- (4) 職員の定着化が進むように効率・効果的な業務を推進するとともに、労働条件や賃金体系の見直しと整備を検討します。
- (5) 正規職員への登用を図るとともに、各種技能を持った職員の採用を図り職員の確保に努めます。
- (6) 人材育成や職員組織の活性化においては、適材適所の人事異動を図るとともに、専門職としての配置について配慮をします。
- (7) 人事考課制度は、キャリアアップを構築するものであり、各職制に応じた研修を開催して、職員の能力開発や人材育成を図るとともに処遇改善費加算の適用を進めます。
- (8) 計画的に内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門知識や支援・介護技術の向上と倫理観の向上に努めます。

7. 法人職員交流事業の実施について

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町で各種福祉サービスを実施するには、全職員の健全な心と体が基本であることから職員の健康管理の助長と職員間の情報交換の場として大乘会職員交流会を開催します。

8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人は、地域社会において公益的な福祉サービスの発展に寄与することが求められるようになりました。従って、法人・施設は地域における地域共生の担い手として、期待されていることから、南富良野町での社会貢献について事業の推進に努めます。

9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、常日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に強く努めます。
- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する研修には、積極的に参加を進めます。

10. 安全・衛生管理について

職員は、福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、事故防止や感染症対策などを講じ、ご利用者の安全確保とリスク対策を次のとおり進めます。

- (1) ご利用者の事故等を未然に防止するとともに、事故発生時は適切な対応を行い再発防止における処置と改善を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解・ご協力のもとで施設内感染や疾病発症の予防対策を図るとともに、職員の衛生教育を推進します。
- (3) 法人職員は、交通ルールを遵守した交通安全運転等の推進に努めます。

1 1. 各種災害対策の見直しについて

ご利用者が南富良野町で安心して生活ができるように、各種災害に対応した安全確保を図るために、防災規程の見直しを南富良野町等の協力を受けて、見直します。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員、ご利用者が緊急時に備えた防災意識の助長を図るとともに、必要な防災設備の整備に努めます。

1 2. 大乘会職員研究発表会について

ご利用者サービス支援と介護技術の上達と事業所運営の発展を図る実践研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所においてご利用者サービス提供の改善に努めます。

1 3. 情報公開・開示について

社会福祉法の改正では、法人経営の透明性を図ることが一層に求められたことで、法人のホームページ、SNS や各事業所広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況等の情報を次のとおり発信します。

(1) 広報誌の発行について

大乘会通信や各事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。

(2) 法人ホームページ等の活用について

- ・事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
- ・人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。

(3) SNS の活用について

今日の大きな情報発信機能としてSNS（情報通信）を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

1 4. 苦情の対応について

各施設・事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者と家族の立場に沿った業務内容と生活環境等を見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程に基づき迅速な対応をもって、処遇改善や見直しを速やかに進めます。

1 5. 個人情報保護等の遵守について

個人情報の取扱いは個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管と情報保護の管理を進めます。

社 会 福 祉 法 人 南 富 良 野 大 乗 会

平成30年度 年間主要行事予定計画書

月日		法人事業	事業所行事	その他
4月	2 日	辞令交付式・新年度体制		
	未 定			ねむの木学園視察
5月	1 1 日		ふくしあ10周年記念事業	
	中 旬	法人監事決算監査		
	下 旬	第1回理事会		
6月	中 旬	定時評議員会(第1回評議員会)		
	2 3 日	大乘会職員交流会		
7月	7 日		大乘会スポーツ交流会	
	未 定	役員等視察研修		
	16日～23日	ねむの木学園美術展		
	2 9 日			かなやま湖水祭り
8月	上 旬		ふくしあ夏祭り	
9月	1 日		大乘会ふれあいフェスタ	
	未 定	第2回理事会		
	未 定	法人監事定例監査		
	1 7 日			幾寅神社祭
	未 定		ふくしあ・一味園敬老会	
10月				
11月				
12月	3～9日	障がい者週間		
	初 旬	北海道社協役員研修会		
	未 定	第3回理事会		
	未 定	第2回評議員会		
	中 旬	法人監事定例監査		
1月				
2月	中 旬	新採用職員オリエンテーション		
	未 定	法人研究発表会		
3月	上 旬	第4回理事会		
	上 旬	法人監事定例監査		
	中 旬	第5回理事会・第3回評議員会		
	下 旬	新人職員就職前実習		
その他	年 間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎 月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随 時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乗会 本部組織機構図

役員任期：平成29年6月13日～平成31年度定時評議員会
 評議員任期：平成29年4月1日～平成33年度定時表委員会

評議員選任・解任委員任期：平成29年3月27日～平成33年度定時評議員会

